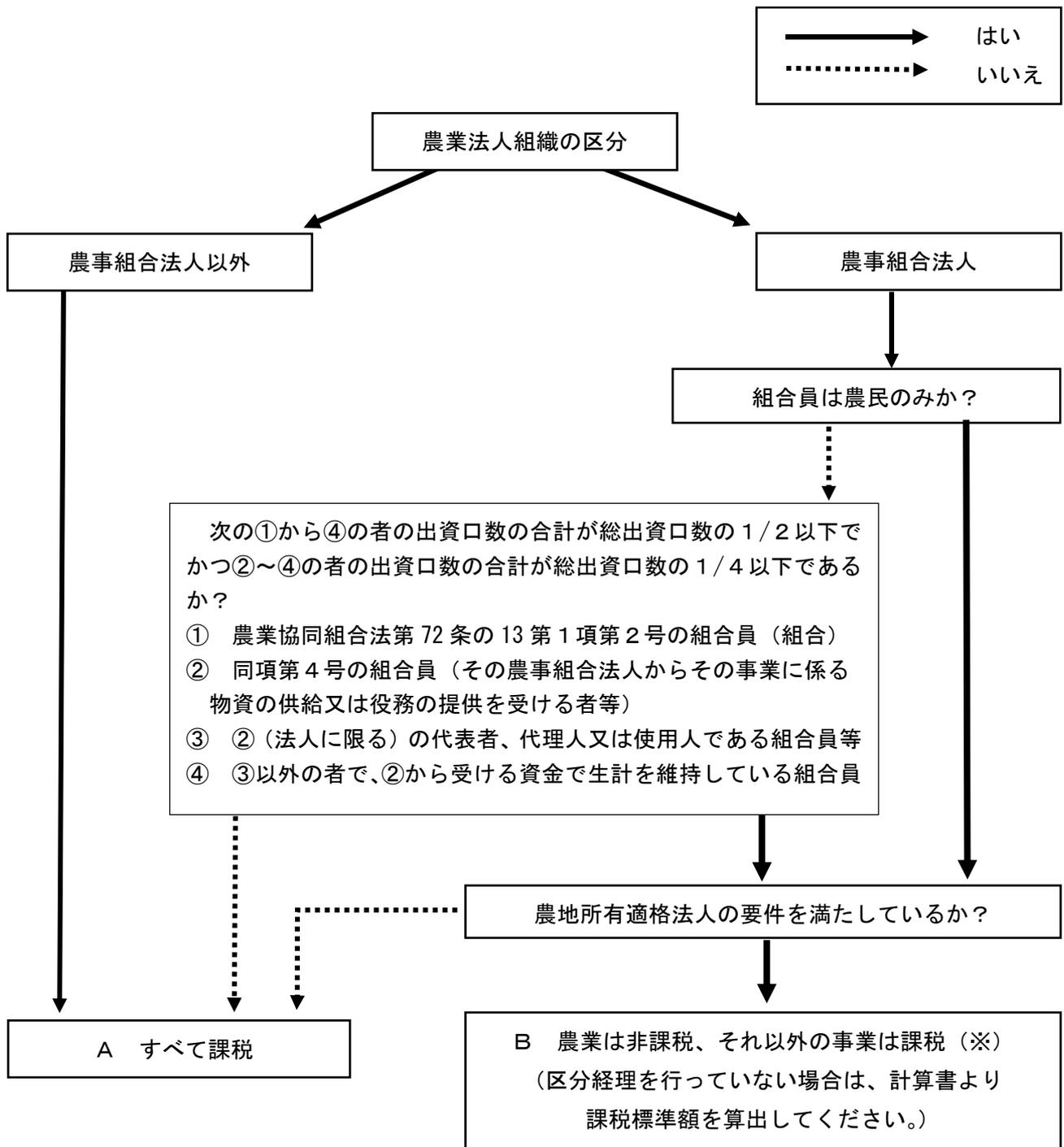


農業法人の課税・非課税判定フロー



※ 農業以外の収入が電柱等敷地料、利子等及び配当等の収入（普通・定期預金利子や農協の配当金等、社会通念上農業に関連する額に限る）、土地譲渡益等（農業に係るものに限る）、償却資産売却益、還付加算金のみである場合は、農業のみを行う法人として非課税となります（計算書の提出は不要です）。

（注）地方税法第72条の24の7第7項第1号に規定する農事組合法人は、特別法人の税率が適用されます。（農業協同組合法第72条の10第1項第2号（農業の経営）の事業を行う農事組合法人で、その事業に従事する組合員（役員等除く）に給与等を支払っている場合は該当しません。）